

第百五十三回国会

参議院財政金融委員会会議録第十四号

平成十三年十二月五日(水曜日)

午後零時三十分開会

委員の異動

十二月四日

辞任

浅尾慶一郎君

補欠選任

勝木 健司君

出席者は左のとおり。

委員長

山下八洲夫君

理事

入澤 肇君

林 芳正君

若林 正俊君

円 より子君

山本 保君

委員

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

金田 勝年君

鴻池 祥肇君

坂野 重信君

清水 達雄君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

山下 英利君

大塚 耕平君

勝木 健司君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

池田 幹幸君

大門実紀史君

大淵 絹子君

平野 達男君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

明海大学経済学部教授

弁 護 士

メリルリンチ日本証券調査部シニアアナリス

ト

椎名 素夫君

石田 祐幸君

高月 昭年君

村松 謙一君

山田 能伸君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨四日、浅尾慶一郎君が委員を辞任され、その補欠として勝木健司君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として明海大学経済学部教授高月昭年君、弁護士村松謙一君及びメリルリンチ日本証券調査部シニアアナリスト山田能伸君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人の皆様にごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

参考人の方々から忌憚のない御意見を承りまして今後の審査の参考になりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、まず、高月参考人、村松参考人、山田参考人の順序で、お一人十分程度でそれぞれ御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えを願いたいと存じます。

また、御発言の際は、その都度委員長の許可を得ることとなっておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

なお、参考人の意見陳述、各委員からの質疑及びこれに対する答弁とも、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず高月参考人からお願いいたします。高月参考人。

○参考人(高月昭年君) 明海大学の高月でございます。

本日は、こういう席に招かれまして、発言の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

私は、九九年の四月から現在の職に移っておりますけれども、それまではさくら銀行にいらっしゃいました。さくら銀行の中でも、八五年からやめる前までの十四年間はずっと調査部門にいらっしゃって、さらにその調査部門の中でも前半と後半を分けますと、前半はニューヨークにおりまして、アメリカの金融制度改革あるいは不良債権の問題なんかを見てまいりまして、今度帰ってきましたら、日本でビッグバンとか不良債権とか、そういう問題が発生いたしました。同じような形で日本の金融制度改革あるいは不良債権問題なんかにかかわってまいりました。銀行をやめまして大学の方に移ってからも同じようなことをやっておりますので、かれこれ、不良債権の問題につきましては、もう十五、六年不良債権問題とつき合っておりますという、そういう人間でございます。

本日は、そういう大学の人間として、あるいは銀行に働いていたときの経験、知識等をもとにいたしまして、日本の不良債権問題の現状あるいはどういう形でこれを解決していくべきか、そういうことについて私の所見を述べさせていただきます。

それにあわせて、今、法案が出ておりますけれども、RCCの機能の強化、この法案の意義あるいは問題点等について意見を述べさせていただきます。

お手元にご覧いただく配付資料が、私の方からお配りしているのがございますけれども、これは、本日お話ししようと思っておりますことは、そのうちの最初の一ページ目、二ページ目の二枚にまとめてございます。三ページ以降は、私の発言を補足、補強するようなデータでありますとか、時間の関係で十分お話しできないようなところを少しまとめておりますので、後でお目通しいただければ幸いです。

では、早速本論の方に入ってまいりますけれども、御存じのとおり、不良債権というのが一向に処理が進まない。大体、年によって多少の数字のぶれはありますが、銀行界全体で三十兆円ぐらいの不良債権があります。これに対して、信用金庫、信用組合などの協同組織金融機関という、その不良債権を乗っけますと四十兆円ぐらい

い、トータル四十兆円前後で、この数字はもう過去数年間全く変わっていないという状態でございす。

なぜ変わらないのか、銀行は不良債権の処理をサボっておるのかということでございますけれども、そういうことではございません。銀行は非常に力を入れて不良債権の処理を進めております。実際に、銀行の本来的な稼ぎであります業務純益のほとんどすべてを不良債権処理のために費やし、それでも足りないということで、株も売って売却益を捻出して処理に充てていると。にもかかわらず減らないということは、それを上回るぐらいの勢いで新規の不良債権が発生しているということにほかなりません。

ですから、毎年処理する部分と新規に発生する部分がちょうどバランスがとれているというのがこれまでの状態でございまして、いわば三十兆ないしは四十兆という積み上がっている、これまでに蓄積された不良債権の処理までにはとても手が回らないと、これが実情でございます。

この状態がずっといつまで続くのかということですが、横並び、まだバランスがとれているので、横並びで、横並びといいますが、前年同期と同じぐらいの水準でずっと横ばっていかばまだ幸いということでございます、最近ではむしろこれがふえる傾向にあります。

といいますのは、やっぱり景気が悪い、不良債権が少しふえてきている、他方で株価が御存じのとおりでございますから、株を売って利益を捻出するということも難しくなっておりますので処理能力が落ちていくと。ですから、ほっておきますと、むしろこのバランスが崩れて、積み上がってきた不良債権がじわじわとふえていくんではないかなと。ちょうどそういう極めて危険な入り口に我々は立たされているのではないかなというふうには認識しております。

では、打つ手がないのかと、そういうことはございません。私の見立てでは、この不良債権問題は、その気になればもう瞬間的に片づきます。瞬

時に片づくと言っていると思ひます。では、どうやって片づけるのかということですが、これは銀行が持っている株式をもう取り崩して、減資してやっていくしかないのではないかと。

例えば、都市銀行のケースでございますけれども、銀行が持っている資本勘定に対して不良債権、この不良債権のうち貸倒引当金を除いた部分、ネットの不良債権で見ますと四〇％ぐらいです。もちろん、この四〇％のすべてが損失ということではございませんから、実損が出るのがそのうちさらに半分ぐらいだとしますと、恐らく資本勘定の二、三〇％のものを取り崩せば瞬間的に解決するのではないかなというふうに見えております。

なぜ、じゃ銀行がそこまで踏み出さないのかということでございますけれども、それは、資本勘定を取り崩していきますと自己資本比率が低下してまいります。そうしますと、早期是正措置でありますとか、あるいはBIS基準の関係で海外業務から撤退しなければならぬとか、銀行経営上いろいろな問題が発生してまいります。

ですから、例えば私が銀行の経営者であつて、あるいは皆様方が銀行の経営者であつたとしたしましても、そこまで踏み込まないというのが経営者としてはごく自然だと思ひます。しかしながら、経営者に任せておいてはもはや処理はできない。しかしながら、そこに経営者をもう一歩、背中を押すといいますが、資本まで取り崩せという、そういう枠組みをつくっていかばそれほど難しい問題ではないのではないかなというふうに見えております。

ですから、政策的に今一番足りないのは、やはり銀行経営者がちゅうちょしている、そのあと一歩を踏み出せという、背中を押してあげるような政策が欠けているのではないかなというふうには思っております。ですから、もしその背中を押すような政策をやりますと、それほど難しい話ではないんですけれども、資本を取り崩すというの

は、これは一方で劇薬を飲むような話でございすから、もちろんいろいろな弊害も予想されます。

例えば貸し渋りの問題なんかも発生します。ですから、それに対する対応策というのでも十分考慮する必要がありますし、それは十分可能でございす。

例えば、貸し渋りに対して最も有効な対応は、新規の貸し出しをだれかが買い上げて市場で売却していくというやり方でございます。これは一九三〇年代のアメリカの大恐慌のときのアメリカが取り入れた、やつていった策でございすけれども、銀行が自分で抱えたと自己資本比率が悪くなるということで嫌がるわけですが、だれかが買い上げてあげる。そのときに、銀行が少しさやをとれるようにしてあげればいいわけでありす。

今回のRCCの改正案ということで見えてまいりますと、そういう健全な債権ではありまませんで不良債権の方を買い取るうと。ですから、ちよつとそこは私の見立てとは違ふんですけれども、銀行に多様な処理策を与えるという意味では、これは非常に評価できると思ひます。

しかしながら、売るかどうかという問題があります。売れば損が出るわけですが、損が出る限り銀行は売れません。ですから、損を処理できれば売ると思ひますけれども、その損を処理するためには、やはりもう経常な利益では回っていない、資本の取り崩しとか、そういうところまで迫られてきているという状況でございますから、やはり最初に申し上げましたような資本の取り崩し等まで念頭に置いた策を練らないと、売れば買つてあげますよという、それを待っているだけではなかなか機能しないのではないかな、不良債権の処理も進まないのではないかなというふうに思っております。

ですから、もう一歩何か一つ、あと一つ欲しいなというのが今回の法案に対する私の最後の感想でございます。

○委員長(山下八洲夫君) ありがとうございます。次に、村松参考人をお願いいたします。村松参考人。

○参考人(村松謙一君) 弁護士の村松です。

私は、東京弁護士会の所属の弁護士で、東京弁護士会、約四千五百人ほどの先生方が実在されております。そこでの研究会、倒産法、いわゆる不良債権の処理の対極にある会社側並びに債権者側の関係での勉強会、研究会、約二百五十名の部員がおります。その昨年副部長をさせていただきまして、ことし、私的整理、自主再建という部会の今、部長をしております。

私がきょうここに呼ばれた趣旨は、現実問題、要するに不良債権の早期処理に対して、片方においてその被害をこうむつていらっしゃる多くの債権者の方々と、同時に多くの債務者の方々がいらっしゃる。その方々が現実にはどのような目に遭つていかるといふことを簡単に御説明申し上げますとともに、私の資料の中には、帝国データというところでお借りしました帝国ニュース、三年ほどずっとやつておりますが、特にRCC、こちらの側での対応のまずさもありまして、よき面もあります。そのRCCのいわゆる木を見て森を見ずというふうな対応について、我々の方でいくじたるものもありますので、それを一言申し上げると同時に、日本弁護士連合会での倒産事件の増加に対して対処するという方向で、我々、若手の先生並びに倒産事件に詳しくない先生方に対して幾つかの講義並びに講演をしています。その辺の弁護士会での講演録を参考資料としておつけしました。

特に、不良債権の早期処理について、非常に逆の意味では被害をこうむつていらっしゃる倒産事件が激増しております。その対極に痛みを伴う、この痛みを伴う対極には間違いなく死があります。いわゆる御存じのとおり、自殺者が何と三年連続で三万人を超えているという現状はもはや論をまたないところで。中に、リストラ、不良債権の処理に

当たつての倒産、これらに基づいて貴重な命を亡くされた方が三千六百人から四千人います。こ
うやつて皆さんと議論をしているこの数時間の間
にも、とうとい命が一人亡くなっている計算で
す。

この三万人、もしくは倒産、不良債権の処理の
犠牲において亡くなっている方が三千人、四千
人の中に、さらにその御家族を入れますと、その四
倍から五倍、約一万人から四万人、その方がい
わゆる路頭に迷う、もしくはあしたの生活に困つ
てしまふという方が実際にあつてしまふ。特
に、経営者は自分のまいた種ですから多少は我慢
もできるかと思いますが、その御家族、奥さん、
無理心中というのが最近はやつています。それか
ら、少年事件が異常にふえております。小さいお
子さんが、きょうお父ちゃんどこ行くの、ウー
クリマンションどこを探すとのか、小さい縫い
ぐるみを持つて夜中に出ていく姿を我々何度も目
撃しています。と同時に、離婚も相当な数でふえ
ています。片や、早期の処理に伴う被害の数その
ものは、経済的な金額だけでは知りきれない家
庭の崩壊もたらしていることも事実です。

ですから、そういった被害の問題、それから自
死、特に自殺について、それを食いとめるべき
我々弁護士会でも何とか働きかけております。そ
ういったことをきょうここで御説明すると同時
に、時間そのものは限られていますが、若干説明
したいと思ひます。

特に、失業者の方々がふえていることはもう皆
さん御存じだと思います。今現在、一万六千件以
上の法的な形で倒産事件が起こつております。
破産も含めまして、これに対して、夜逃げ、いわ
ゆる形にあらわれない事件数をとりますと約十
倍、約十六万件が実際に会社をつぶしている。その
十六万件の中には、御家族、もし従業員約三十名
平均の会社が十六万件なくなつたとしますと、実
に五十万の方々が路頭に迷うわけですから、再
就職が四割ほどされているという統計がありま
す、必然的に大体三十万の方々が結局はまだ飯

を食えない状態にある。それが失業率の何%か
といふことで底上げになってきます。

でも、これらの方々が次に職を探してもなかな
か見つからない。というのは、現状において会社
がないからです。その会社について、なぜないか
といふことに對しては、片方においては、金融機
関がどんどんどん追い詰めて会社をつぶして
いる現状があります。金融機関の方々は、今、取
引先を助けるところまでは全く至つていません。
私も最近経験した中には、金融機関が社長
に生命保険を掛けさせるわけですから、生命保
険を掛けて、それに質権を設定する。その質権
に對して、社長に對して過酷な要求をつける。社
長は行き詰まると自殺を考へるわけですから。最
近、心ある判事が、ことしの初めですが、東京高裁で
自殺をしても公序良俗に反する場合は生命保険は
出ませんよといふ判決を出しました。ですから、
ある意味では、経営者の方々に自殺を考へるもの
を抑止力といふか食いとめる力は多少あるかと思
ひますが、それでも、我々が関与する金融機関は、
まだ布団をはいていく、まだ食事を、三度の食事
を二度にしろと、はつきりそういうふうにして
いるんです。

特に、皆さんにとつて一番大事なものは何かと
いうと、やつぱり生きていくことだと思ひます。生
きていくにはどうしてもやつぱり食つていかな
いけな、食ふなければならぬ。食ふために
はどうしてもお金が要るんです。皆さんもきょう
何がしかの食事をされていると思ひますが、こ
ろが、倒産している社長さんたちというのは、お
金そのものも全くないんです。子供たちにお金
を与えようと思つても与えられない。ですから、四
十年前、五十年前、もう随分昔ですと、ある学校
にお弁当を持つてこれないような子供たちがいた
り修学旅行に行けない子供たちがいた。ところが
が、この最近に当たつても、また学校の授業料が
払えないような子供も出てきている。ある高校の
先生、校長先生に聞くと、それが随分ふえている。
そういうことに對して、金融機関に對して

我々は執拗に、再建に對して、いわゆる自主再建
ですけれども求める。

最近、御存じのとおり、我々、マイカルとい
う会社、我々は会社更生法側でありましたけれど
も、途中で私ども、もう当初から解任された
のでその後は別の先生がやつておりますが、い
わゆる法的な手続、会社更生法並びに民事再生法、こ
ういふ形で会社を再建すると同時に、ところ
が、對極にあるRCCさんが必ずや足を引っ張つ
ていく現状もあります。国ですから免除なんかで
きない、国民の税金ですから我々には多目に払え
と。

もつとひどいのは、ある意味では会社がほとん
どない、もう全く土地が少なくなつて資産がない。
それに対して四十五億の裁判を起こす。それに対
して一千万円の印紙を払う、一円もとれない。
でも、やはりこういうことは私どもとしては無
益なもの、もしくはむだなものだと思つて、RCC
さんにやめなさいといふ言ひをしますが、なか
かそれができない。そういうことを、きょう、
今後、質問があれば、またいろいろと説明してい
きたいと思ひます。

以上、時間ですから、よろしく願ひします。
○委員長(山下八洲夫君) ありがとうございます。
次に、山田参考人にお願ひいたします。山田参
考人。

○参考人(山田能伸君) メリルリンチ日本証券、
山田と申します。

きょうは、市場関係者がこういうところで発言
する機会は大変少ないと思ひますので、市場の見
方をお伝えしたいと思ひます。

御存じのとおり、日本の経済、これは全世界的
に同じですけれども、市場の動きがその国の経済
を決つてしまふというのは確かな動きになつてお
ります。じゃ、今、市場が日本の金融システムに
ついて何を思つてゐるか、それから、政治、行政
あるいは銀行経営者について何を思つてゐるかに
ついて、簡単に御説明申し上げたいといふふう

思ひます。

この一枚紙ですね、先生方から比べると非常に
少ないですが、一枚紙で御説明していきたいとい
ふふうに思ふんですが、最初からちょっと非常に
刺激的なことを申し上げますけれども、市場のコ
ンセンサス、つまり多数派意見は、このままだと
日本は崩壊する、日本はもたないという意見が大
半であります。

どういふことかといふと、その不良債権の処理
の部分もありますけれども、不良債権とデフレ経
済が相互に影響を合つて、このまま、ちょうど格
付機関は日本国債の格付を下げておりますけれど
も、そういう出口が見えない閉塞感の強いところ
で日本という国はどうなつていくんだろうと、こ
ういふことであります。

私は、外資系証券会社ですから、お客さんの三
分の二は外国人投資家でありまして、外国人投資
家の日本を見る目は極めて冷ややかであります。
彼らが日本に投資しようとする気はほとんどあ
りません。どんなそのサーベイを見ても大変低い
割合になつてゐるというところであります。

さて、今の政府の改革先行プログラム、これ市
場から見た骨格つてどういふことかといふと、意
外と、非常にその不良債権問題といふのはこじれ
てわかりづらいんですが、私が見るところ
だと非常に単純化されておまして、不良債権問
題を実は三分割して考へてゐるというふうにか
考へます。

御存じのとおり、不良債権といひますか、銀行
の資産分類といふのは、上から正常先、要注意先、
それから破綻懸念以下と大ざっぱに三つに分かれ
るんですが、破綻懸念以下、今の先行プログラムといふの
は、破綻懸念以下については最終処理あるいはこ
の最終処理の促進にRCCの機能強化を加える
と、こういうことだと思ひます。それから、大口
要注意先については特別検査を加えていく。特別
検査の結果破綻懸念以下に落ちたら、これは最終
処理をしないといふ、こういうことでしよう。それ
から、中小企業を中心とする小口要注意先につ

ては、これは特別な方針は示されておりません。したがって、時間をかけた対応になる。それから、現在の破綻懸念以下の最終処理あるいは大口要注意先の特別検査は主要行でありまして、地銀は対象になっていないことでもあります。

こういう枠組みで今進められているのでありますけれども、現在の日本の金融システムに関する市場の見方はいろんな意見があります。したがって、ここでは多数意見、少数意見ということで御紹介したいと思います。

まず、多数意見というのは、現在の状況というのは危機そのものである。先ほど高月先生からお話があったとおり、幾らやっても不良債権が減らない。まして、デフレがさらに加速するという状況は危機そのものではないかと。そして、公的資金の再注入なしに問題の解決は困難。それから、小口要注意先、今、時間をかけた対応になっている小口要注意先あるいは正常先の一部もいづれ景気が悪ければ劣化していくでしょう。したがって、ここでは政治、行政の果敢な決断が必要であるということがマーケットのコンセンサスであります。

このコンセンサスからさらに進んで、極端な意見にいきまると、もう事ここに至っては、主要行を含めて全銀行を国有化すべきだと、こういう意見もあります。

それで、少数意見の二というのは、これは実は私の個人的な意見なんですけれども、不良債権問題を三つに分けた場合、破綻懸念以下については、私の持論でありますけれども、RCCに一括売却するぐらいにして、とにかく残高を減らす必要があるということだと思えます。大口要注意先までであれば、銀行は今のところ自力解決可能だというふうに考えております。

市場の見方あるいはこれまで世界各国の金融危機のポイントはなんですか、要するにアクションは早ければ早いほどいい。早くしない限り、金融システムに対するコストがますます膨れ上がっていく。つまり、例えば最終的に国有化に

もしたとどりの場合は、長銀や日債銀の国有化の費用というのはもう既に七兆円確定しています。そうやって考えると、これら膨れ上がっていくんですね。早目に手を打たないと、日本国全体として損失がさらに広がるというのが今までの世界的な金融危機、アメリカとか北欧で起こったことの答えかというふうに思っています。

現在の銀行株はどういうふうになっているかというところ、いろんな議論がありますけれども、要するに、先ほど村松先生からお話がありましたけれども、マイカルは経営破綻が大変大きかったです。マイカルというのは、要注意先に分類されて引き当てがなかったんですね。引き当てがなかったのに、銀行は、メインバンクは、ある貸し出しを破綻の直前に膨らませて破綻してしまつたと、マイカルは破綻した。したがって、これによって銀行や当局への信託が大幅に低下しています。この三十社問題と俗に言われておりますけれども、その見方というのは、その三十社という、よくわかりませんが、そういう大口の会社というのは、みんなマイカルと同じで、いづれ破綻するだろうというのがマーケットの実見方です。

ここに見るとおり、株価下落率、きょうも銀行株相当下がっておりますけれども、マイカル破綻以降の下落率はこういうことで、銀行業に目立っているということ。実は、これに対して銀行側は、実は実態的に自己資本を今期取り崩します。資本準備金の取り崩しというふうに出ておりますけれども、銀行によつてはこれまで営業と築いてきた準備金、法定準備金を取り崩して対応するというものであります。よしんばこれ対応ができたとしても、来期以降本場に裸になってしまふわけですから、銀行は本場にちゃんとやっておりますかということであり、外国人投資家から多い質問というのは、もうここにありとおり、本場に現在危機として認識し

ていただいているんでしょうかと、それからもつとひどいになると、国有化はいつですかとか、それから重要なのは、例えば大口要注意先が再生する方法はあるんでしょうか、あるいは広い意味で不良債権を銀行から切り離す手段はないのか、そういう意味でRCCの機能は実は重要なんじゃないか、それから株式取得機構は有効に機能するか、こういう質問が最近多いということでございます。

次に、RCCの機能拡充に対する私の考え方を申し上げますと、少なくとも破綻懸念以下の残高を激減させるために有効に活用すべきだと思います。景気の持ち直しの部分、少なくとも破綻懸念以下がなくなる、あるいはゼロに近くなることによる気分、景気全体の持ち直しの部分は随分違うのかなというふうに思っています。

価格決定は、これは諸外国の例を参考にして、案件によつて清算案件は清算価値、不動産の担保価値です。それから、キャッシュフローと言つていますけれども、収益を出している会社については割引現在価値ということで、実際に不良債権の流通価格がありますから、これを参考にすべきだというふうな思っています。

二次ロスの問題がよく言われますけれども、これは幾ら価格を精査に決定しても景気が悪い限り多分発生する、発生せざるを得ないというふうに思っています。ただし、アメリカやスウェーデンの例を見ても、三年目以降は黒字化しております。先ほど申し上げた銀行の国有化コストと比較すれば、けた違いに小さい額になると、こういうふうな考えています。仮にRCCが一兆円の不良債権を例えば一千億円で買った、ここで二割のロスが出ると二百億円のロスです。このロスと先ほど申し上げた長銀、日債銀の国有化コスト、もう既に確定しているだけで七兆円、もつとふえますけれども、これと比べると、国民経済全体あるいは納税者の本当の利益から見ればどちらの方が利益があるかという判断ができるんじゃないかというのが普通のいわゆる市場原理をもとにした見方

であります。

それから、RCCについては、既に大口用サービサーはおりますけれども、RCCは多分小口案件に強みを出すんじゃないか、それから、担保が集約化されますから、流動化に有用じゃないかというふうな思っています。

当然、買い取り法も、常時買い取りをしたり、とにかく目先の問題を少なくしていく方策が必要なのかということでございます。

最後に、この問題に関連して、最近スウェーデンに行きまして取材をしてみました。スウェーデンは、九二年、九三年、銀行の不良債権比率が二三%を超えて、四大銀行のうち二つまでが国有化された。大変な金融危機に遭つた国でありますけれども、その九二年、九三年の状況というのは、国家全体が、とにかく金融危機というのは危急存亡のときであるということで、国が全体としてまとまつております。

それから、非常に印象的だったのは、こういう場でお話するのもややそぐわないかもしれせんけれども、そのときの政治家とか大臣の先生に伺うと、不良債権問題を政争の具としない、つまり国全体の問題である、国が一致して考えよう、こういうようなものが大変強く印象に残っております。

結局、スウェーデンの金融危機を解決したのは経済原理です。先ほど申し上げた本場に悪い銀行の国有化、それからセキラムという、これ日本のRCCに相当する機関ですけれども、これを大変機能強化していった。この税金を使うことに、国民の理解があつたということであり、税金を使うことによって将来の経済がよくなるという理解が進んだのはスウェーデンだったと、こういうことでございます。

以上です。

○委員長(山下八洲夫君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤肇君 大変ありがとうございます。

高月先生にまず御質問申し上げます。

今、先生の御説明の中で、資本の取り崩し、健全債権の流動化、公的資金の注入等に触れられましたけれども、大きく分けて、日本型の経営方式についての反省と、それからRCCを含めた私的処理も踏まえた処理システム、これについての言及があったわけでございますけれども。

まず、日本型の資本主義の一つの特徴として株式の持ち合いということがかなり言われているわけですね。先般、株式の取得機構についての法案が成立いたしました。この法律の中でも、銀行は自己資本の範囲内でのみ株式を保有できると、それ以上はだめだというふうな制限がかかったわけでございます。先生のお考えでは、その資本の取り崩し、減資を徹底的に進める、すぐできるんだという話でございますけれども、この自己資本の範囲を大幅に下回って、とにかく株式を一切持たないと、銀行は、そういうふうな方向に向かうべきだとお考えになっているかどうかということについて、まずお聞きしたいと思います。

第二点目は、今度のRCC法の今審議されている法案が通りますと、単なる回収から企業再生というふうな多様な手段をRCCが持つようになり、まずけれども、処理システムとしてこのような方向、方法は有効かどうか、先生の御見解をお聞かせしたいと思います。

○参考人(高月昭年君) 二点御質問いただきました。

まず最初に、株の保有の問題でございますけれども、私は、銀行は一切株を持つべきではないというふうな考えでございます。ただし、株を持たないということは子会社を持つという事になります。ですから、それは例外的に、銀行が子会社として業務をやるにふさわしい企業の株はもちろんです。持っています。しかしながら、ただ投資として、あるいは持ち合いの関係で一般の企

業の株を持つと、そういうことは認めるべきではないと思います。

それから二点目、RCCの機能強化の中で再生まで踏み込めるかどうか、これは現状やむを得ずそういうところの政策を出してきたんだと思ひますけれども、原理原則からいって疑問だと思ひます。

何と云へば、企業の再生をやっていくということとは、やはり従来の取引関係等々を見ていくということが非常に重要になってまいりますから、取引を続けていた銀行を介してやっていくのが最も有効である。一般に不良債権を売却するとき、アメリカでもよく売却していますけれども、売却するときの一番のねらいは、これはもうだめだと、この先は、回収じゃなくて、再建はもう無理だと、とにかく早く回収するんだというところに対して、どうしてもそれが従来の取引関係がある銀行が行くと、過去の問題いろいろあつて、まあそう言わないで出てくるものですか窓口をかえてしまふと。回収効率を上げるということとで売却するという効果が出ます。

ですから、売却をしておいて再生をするというのは、ある意味で矛盾です。ですから、ちよつとここは疑問ですけれども、日本の現状からはそういうやむを得ず非常手段として出たのかなというぐらゐの理解はしております。

○入澤肇君 もう一つ、今、大学の先生をやっておられるということでございますが、その前に金融機関におられたと。今回の不良債権がたまってしまった原因の一つに、各銀行の審査部門の審査のあり方が一つ問題にならないかと思ひますけれども、先生の目から見て審査部門の実力ですね、これはどういふ評価をされておりますか。

○参考人(高月昭年君) まず、なげたまつたかというところでございますけれども、二つ理由があると思ひます。

一つは、ディスクロージャーの基準が非常に甘かった。現在の基準になったのが九八年三月の決算からでございます、それまではいろいろな形

で制約されておつた。ということ、銀行も当局も不良債権そのものをどこまで深刻かということに対して十分認識する材料を持っていなかったのではないかなというふうな考えです。

それから二番目として、今、先生の方から御指摘がありました審査部門の問題があると思ひます。

審査部門は、ちよつと銀行の窓口みたいになりますけれども、過去のトレンドを見て、過去こうだったから、この先、こうではないかなというふうな判断をしがちです。非常にデフレみたいな感じになってくるとか、バブルがはじけて従来右肩上がりだったものが右肩下がりになったと、そういう中で審査というのはいわば銀行としては未知の領域で、おつしやるように、十分なされていなかったということではあつたのではないかなと思ひます。

○入澤肇君 次に、村松参考人にちよつとお伺いしたいと思います。

先ほど、RCCの回収方法につきまして、いろいろな無理があるんじゃないかというふうなニュアンスのお話ございました。これをもしすぐできるのであれば、類型化して、どんなタイプ、どんなタイプというふうなタイプ分けした御説明ができれば。

○参考人(村松謙一君) RCCの回収については、ケース・バイ・ケースがありますから一概にすべて悪とは言ひ切れませんが、そもそも正常債権、それから要注意・要管理という分類があると思ひます。

しかし、私も自身も、例えば今現在一兆円近いある会社の債権を持っています。弁護士会でも、私どもの周囲の先生方に三兆円、五兆円はあるかと思ひます。あした会社更生を申し立てれば正常債権が全部実質上破綻になります。そういう意味では、ある意味では我々としては、できるだけ再建、しかも信用不安のない水面下で、皆さんにわからないような形で再建をする。

そのときにどうしてもRCCさんに、例えば新

生銀行さん、あおぞらさん、移ったときに、先日預金保険機構に行つてきましたけれども、やはり無理難題な返済計画を要求される。三年で返してくれ、五年で返してくれ。それは我々が水面下でやるときはどうしてもやっぱりもう少し長期になる。ですから、そのようなところでかみ合わないければRCCの方は強硬手段をとる、法的手続をとる。そうなりますと、こちらの方でそれをとられる前に会社更生を申し立てる。いろいろな形が対象になる。それは、やはり国民不在、要するにRCCさんがいわゆる三年で返してくれというプライド、それから我々は特殊な機関だというおごり、これをもう少し我々レベルで、同属の形で話をさせていただかないと、もう本当に不良債権という問題をつくり上げるのは逆に言ううと簡単です。

しかし、不良債権をどんどんどんな要注意先、もつと言うと実質破綻先を我々はたくさん見えています。百社、二百社じゃありません。それを皆破綻させないように今正常に戻すようにしているのが私どもの仕事ですから、その辺ちよつと、RCCさんは破綻、要するに解体、いわゆる強制的に執行して回収する。我々は会社をもとの形、病氣から立ち直らせて元気な形にして、一〇〇％全部お返しする。放棄も一切しない。高木先生の言っている私の整理のガイドラインには一切当たらないで再建しようというのを目指していますから少し、RCCさんと我々の再建の仕方がちよつと違う。RCCは再建ということは考えていない部分があります。

以上です。

○入澤肇君 今度の法律が通りますと、今おっしゃったようなことに加えまして、再建ということ念頭に置いた回収方式ということが実行されるようになると思ひますけれども、これについてはどうお考えですか。

○参考人(村松謙一君) 先ほど高月先生がおっしゃられた、私も同感なんです、今RCCさんに、再建を過去に経験して再建の機能を持ったそ

ういう方々が、人材ですが、果たしてどれだけいらっしゃるのか。私どもは寝食も忘れて、ある会社に行き詰り、その経営者とともに銀行さんに行き詰り、頭を下げたり、従業員と一緒に缶詰の中の骨を拾ったりしながら経営再建した。そのような人材も、それからアナリストの方々、果たしてどれだけの機能が充実できるか。

外国、特にアメリカのチャプターイレブン、これは早期に会社更生を申し立てます。そのときに彼らはファイナルアナリストさん、アナリストの方々と同時にリストレーター、いわゆる修復士、例えば日産のゴーンさんのように会社の再建を指導できる方々を執行役員として迎え入れて、会社を再建、破綻する前に早目に更生に持っていく。ですから、そういった方々がRCCさんに相対人材が流用できれば我々もRCCに期待します。しかし、今の現状のメンバーの方々は、弁護士対RCCの対立構造が非常に私どもの世界ではふえていますので、懸念しています。

以上です。

○入澤 次 山田参考人にお伺いしますけれども、この委員会でも不良債権について流通市場を整備すべきじゃないかというふうな議論がございました。先生のお話の中で、不良債権の処理を円滑に進めるために不良債権の流通市場を整備するとすればどういふような問題があるか、どんな条件を整備すれば一つの市場ができるかについてお考えをお聞かせしたいと思います。

○参考人(山田能伸君) 流通市場の問題ですけれども、今の流通市場の現状というのは、例えば債権元本に対して一〇〇ぐらいの価格がつく、この価格を外資系を除いた専門の会社が例えば年率二〇〇ぐらいの利率で回していこうとすると、こういうことなんです。

具体的に何をやっているかという、基本的には現在、破綻懸念先以下の場合には企業再生よりも清算の方が多いですね。ですから、不動産価値をどうやって高めていくかということですね。ですから、いろいろな複雑に絡み合った担保関係を整理

するとか、そういう形によって売却していく、こういうことだと思えます。

本来、流通市場というのはもつと再建型、つまり現実には事業をしている会社、例えばアメリカでしたらチャプターイレブンの債権の流通市場というのがあるわけです。これは、例えば社債の価格とほぼ同じように、例えば元本に対して二〇〇、三〇〇で回っていることなんです。多分、清算型の処理であれば今の形で特に大きな障害はないと思えますけれども、再生型の処理の場合には、やっぱりその債権を移す場合の、例えばデューデリジェンスと言っていますけれども、情報開示の話とか、それから私は余り詳しくありませんけれども、法的な部分、会計的な部分、たくさん問題があると思えます。

そういう意味においては、とにかく日本でも破綻した会社向け債権が移るような市場をつくっていくべきであると思えますし、その一つの手というのは、例えばDIPファイナンス、こういうふうなものも必要かなというふうに思えます。そういう問題を一つ一つつぶしていく必要があると思えます。問題は、ただ、破綻懸念まで行った会社で再生できる会社が何社あるかということだと思えます。

以上です。

○入澤 最後の質問です。

高月先生にもう一回お聞きしたいんですけれども、公的資金を注入するに当たって、議決権のある普通株を買って、取得して注入したらどうかと、そういう意見もあるんですけれども、普通株を購入してまでも注入すべきだという意見に対してはどうお考えになりますか。

○参考人(高月昭年君) 普通株の購入が優先株の購入かという点のあたりについては、特に公的資金の注入という観点からだけでは問題ないと思えます。ただ、ちよつと別のところで、金融庁あたりで聞いたのは、国が一般企業の株を持つ、そのこと自体がどうなのかというような疑問は呈されておりまして、しかしながら、銀行の資本強化と

いう観点からは別に普通株かどうかということとは問題ではないと思えます。

○入澤 終わります。

○櫻井 貴重な御意見、本当にありがとうございます。

まず、高月先生にお伺いしたいんですが、先ほど、不良債権を一気に償却するためには自己資本というか、それを取り崩さなきゃいけないんだというお話があったかと思えます。ただし、これまでの金融庁の言い分は、きちんとした引当金が積んであるから大丈夫だ。そうすると、本来であれば、不良債権を一気に償却したとしても自己資本を取り崩す必要性は全くないんだと思うんですよ。

ですから、先生の御認識は、十分な引き当てが積みまわれないという上で発言されているのかどうか、まずその認識をお伺いさせていただきたいと思えます。

○参考人(高月昭年君) 恐らくその辺についてはいろんな人がいろんなことを言っておりますけれども、今現在で十分かどうかを判断するデータは私は持っておりませんので、直接ちよつとお答えするのは難しいと思えます。

ただ、現実の問題として、これから不良債権の処理をどんどん進めていきますと、今現在十分だと思われたものであっても結果的に不足になっていくということは十分考えられます。ですから、瞬間的にいって、一、二の三ということではございませんで、やっぱり半年とか一年とかかかるわけですから、そういう時間軸を置いてみたときにはやはり足りないんじゃないかなという認識は持っております。

○櫻井 大変聞きにくいことなんですけれども、銀行にいらつしやいまして、その銀行の中にいた方から見て、その債権の分類というんでしょいか、それが今まで本当に金融機関は適切に行っていたんでしょいか。

○参考人(高月昭年君) お答えにくいし、私も調査部門で、そこに直接携わっているわけではない

んですけれども、やはり人間でございますから、はつきり白、はつきり黒のものは別ですけれども、グレーのものを白か黒に振り分けるときはやはり白い方に入れるというのが人情かなという感じはいたします。

ちよつとはぐらかすようなお答えでごめんなさい。

○櫻井 済みません。申しわけないんですが、どうも我々、銀行を信用していないといいますが、そういうところもありますし、金融庁の話もどうも信用できないというところがあるものですから。

もう一つ、いただいた資料の中に、日経のことが一月二十五日の「経済教室」を読ませていただきました。その中で、「不良債権の最終処理を進めるうえで、重要なことの第一は、貸し渡りの防止である。」というお話がありまして、その中にアメリカの地域再投資法を取り上げていらつしやいます。そして、こういうこの地域再投資法が中小企業の融資の促進など、地域社会の発展を支えているというふうな書かれておりまして、我々もそういう思いがあつて前通常国会で一応提出したんですが、審議されないまま廃案になってしまいました。

その中で、柳澤大臣にこの手の法案はどうですかと言つと、いつも金融機関を規制する法律だからよくないんだという答弁しかいただけなんです。こういうアメリカのCRAというのは果たして金融機関を規制するものなんですか。我々はそのルールを決めているだけの意識なんですけれども、この辺についてどうお考えですか。

○参考人(高月昭年君) CRAというのは、ある一定の地域で黒人の層が多いとか所得が低いとか、そういうところに対して銀行は非常に消極的である、融資が消極的であるという、そういう問題が一九六〇年代に発生しまして、それに対応するために、営業地域内においてあまねく広くできる貸し出しは全部やりなさい、それに対して当局がチェックする、それからもしそれが不十分であ

る場合は一定の制裁も加えるという、そういう法律でございまして、この立法過程において、そんな余計な規制はおかしいとか銀行経営の自由に反するとか、いろんな議論はありました。しかしながら、現在の認識は、それは規制ではないというふうに考えられております。

なぜかといいますと、銀行というのは、一般企業では普通考えられないような恩恵を受けております。例えば、経営危機に陥ったときに日本銀行からの融資が受けられるとか、あるいは預金保険によって保護されておるとか、そういうやや特殊なメリットを受けております。ですから、そのメリットを銀行がひとり占めするんではなくて、その範囲内で一部は世の中に還元しなさいという、そういう考え方で成り立っておりますので、規制とは私は認識していませんし、アメリカも規制という意識では動いていないと思います。

○櫻井充君　でさうがりは確かに人種差別とか、そういうところから始まったかと思いますが、クリントン政権でCRAが強化されたのは、これは地域に対してどういう形で融資をしていくかというところなんだと思うんですね。これはクリントン政権の目玉だと思いますが、その一つであつたように私は認識しているんですが、その辺の認識でよろしいんでしょうか。

○参考人(高月昭年君)　クリントン政権以前からこのCRAの問題は非常に広がっておりまして、クリントン政権は確かにおっしゃる通りにCRAの問題にも手を入れましたけれども、むしろCRAとは別の形で、経済的に衰退した地域、その再開発のために連邦政府がいろいろ補助金をつけるとか、あるいは銀行に一定のインセンティブを与えて、銀行にその衰退した地域あるいは所得の低い人に対する融資を促すという、そういう策でございまして、認識がやや違うかなと。

要は、銀行にもっと衰退した地域あるいは所得の低い人たちをサポートする融資をしなさいと、そういう銀行のしりを押すときに、やり方とし

て、一つは罰則を与えてでもやらせるぞという強制的な方法と、インセンティブを与えるというやり方で、CRAは罰則ということで強制的にやらせたやり方です。それは、さっき申し上げましたように規制ではないという認識でありまして、クリントンのときに出てきたのはむしろインセンティブを与えるという方式でございまして。

○櫻井充君　ありがとうございます。村松参考人にお伺いしたいんですが、取り組まれていることというのは僕は非常に大事なことがあると思うんですが、ただし、ある一方、企業が全部再生された際に産業の構造転換とか、それを図らなければいけないと、マクロで見たときにはそうなんだろうと思うんですが、つまり、製造業で四十万人ぐらゐの過剰雇用であつたり、建設業で三十万人過剰雇用ですから、そのことを考えてくると、一〇〇%再生させていくということがミクロで見れば大事なことになると思うんですが。

我々も医者として、こういうことを言うとな怒られるんですが、目の前の患者さんを助けていくということは非常に大事なことです。そのかわり人口爆発を招いているというようなこと何となく似ているような感じがするんですが、そういう意味において、マクロ的に見た際に、一〇〇%再生し続けていかねばいけないとお考えなのかどうか、その辺について教えていただけますか。

○参考人(村松謙一君)　今の御質問ですが、端的に言うと一〇〇%再生を続けていかねばならないと思ひます。なぜならば、やはり命にかかわるんです。すべてについて。同時に、僕らはもう十年前から、早くから、最近ワークシェアリングとかいう言葉があります。労働の分かち合い。例えば、十人しか乗れない船に二十人も乗っている。確かに、最近の傾向はそうです。しかし、それは体重を減らすなり、十人乗れる船をもう少しふやしたりすることは逆に皆さん、役人の方々の仕事の中にもあるかと思ひます。

特に最近、昔はバブル倒産といひました。社員がほとんどいない、負債だけが大きい会社。ところが、バブル倒産で何千億もの被害を銀行がこうむる。そのおもりを食つて金融機関は貸し渋りを始めました。その後、現在ではもっとひどい、貸しはがしになっていきます。その被害をこうむっているのが日本の経済が抱えている小さな中小企業です。

ですから、構造の改革は確かに大事です。昔のようなのを売つていたらなかなか再建できません。ただし、やはり再建する筋道はあります。また再建を目指すのであれば、我々弁護士、特に社会正義と人権を擁護する我々としては何をもちて会社を生かすかというところにやはり使命感を持たなければ、日本の弁護士の方々は一体何をやっているんだと逆に怒られてしまいますので、まずは目指します。ただし、その方法論はまた別ですけれども。

以上です。

○櫻井充君　お気持ちはよくわかるんですが、それと、ただ一方で、もう一つ、アメリカの破産法と日本は民事執行法でいひんではどうか、比較。民事……

○参考人(村松謙一君)　再生法ですね。

○櫻井充君　いや、そうじゃなくて、破産法というの、その破産法によつて個人の財産がかなり守られますよね。あれは民事執行法じゃないですか。

○参考人(村松謙一君)　執行法です。

○櫻井充君　執行法ですね、それは。

ですから、アメリカの場合には、小さい規模だけれども、家も確保される、それから車も、それから預金も担保されるんです。保護されるんですよ。預金もいって、四、五百万ぐらゐだったかと思ひますけれども。

それに引きかえ、日本の民事執行法を見ても、たしか一月分の生活費で二十一万円だったか、そのぐらゐだけが保護されて、あとはそのまま裸同然で出されてしまうという、私はある程度

構造転換を図つていかねばいけないと思つていふところもあるんで、そういうところをもう少し強化して、大変申しわけないんだけど、ある意味、社会構造の転換のために、もちろんあとには手に職をつけ直すために勉強するんであればイギリスのように無償で、無償でというか国が大半援助するようないふことを考えてもいいんじゃないかなというふうに思ひんですが、その辺についていかがですか。

○参考人(村松謙一君)　趣旨はよくわかります。ただ、こういった議論をする場ではありませんが、簡単に私の一言だけ申し上げますが、日本の中小企業の社長さんたちは土地、建物をすべて保証人にとられて、担保をとられていきます。会社がなくなるとすべておしまひになります。

ただ、最近の民事再生法は、ある意味ではそういったものについても保護しようという動きが裁判所に出てきています。特に、会社更生法は本来なら経営者が交代します。それも将来、経営者が交代しないDIPファイ型の会社更生法を目指すというのが裁判所です。やはり構造改革とはまた別な形で中小企業の方々に頑張つたら頑張つただけのものを残そうと、せめていわず強制執行、いわゆる執行の除外財産を残そうと。今でも家財道具は一切差し押さへ禁止されていますから、そういう意味での一縷の生命、生活の望みは与えてあげなければならぬ、その辺は今の先生のおっしゃることと我々同感だと思ひますが、以上です。

○櫻井充君　ありがとうございます。山田参考人にお伺いしたいんですが、RCCの機能の拡充ということを書かれていますが、今回の法案を見ると、入札に参加できるとか、そういうことも盛り込まれているんですが、まずこの基本的に入札に参加するという点に關してはどうお考えでしょうか。

○参考人(山田能伸君)　例えば、入札の参加ということは民間サービサーとの競争、こういう議論になってくると思ひます。入札にどんな案件に参

加するかということですが、多分民間サービサーが取り扱う案件というのは商業ベースに乗るもの、非常に大口の案件が多いと思いますね。したがって、そういう意味においては、その大口の案件については多分RCCと民間の間で競争が働くんだというふうに思います。ただ、それ以外の実はその民間サービサーの商業ベースに乗らない案件はたくさんありますから、それ以外の案件についてもRCCが積極的に関与をすべきではないかというふうに思っております。

○櫻井充君 その積極的な関与というのが、入札に参加することなんでしょうか。つまり、相対取引をもっと強化していくというか、そういう権限を与えていった方が本来はいんじゃないかと思うんですけれども。

○参考人(山田能伸君) はい、そのとおりです。相対取引でそういう権限をもっと与えるべきだと思います。

○櫻井充君 ですから、その観点から考えると、入札に参加する必要性なんというのは全くないんじゃないかと思うんですけれども、もう一度改めてお伺いしたいんですが。

○参考人(山田能伸君) 確かに、商業ベースに乗る案件であれば官が民を阻害する必要はないというふうに思います。ただ、すべての案件が商業ベースに乗るかというのは疑問ですけれども、一般的に商業ベースで成立する案件について、入札を積極的にする必要はないというふうに思います。

○櫻井充君 それともう一つ大事な点は、金融機関から不良債権が出てくれば、確かにRCCの機能を強化して不良債権処理というのはどんどん進んでいくんだと思うんですけれども、結局、きのうも質疑をしている中で、やはり民の取引であって、金融機関から不良債権が出てこないことが大きな問題なんだという話になっております。

そこで、今回のそのRCCの機能強化、機能の拡充でしょうか、そういうものを行うことによつ

て不良債権の処理がかなり進んでいくというふうにお考えなのかどうか、その点について教えていただきたいと思います。

○参考人(山田能伸君) 多分、これは株の取得機構と大変似ていて、強制させるかさせないかという問題も多分入って来ると思っています。ただ、個人的には強制させるぐらいの形で、とにかく目に見えて不良債権の額を減らすべきだというふうに思っております。それがかなわないのであれば、やはり銀行の背中を押して売らせる方法、あるいは売らせるようなインセンティブといったはおかしいですけれども、具体的な仕組みの部分で工夫すべき点は残っているというふうに思っています。

○櫻井充君 ですから、何か普通に考えると、例えば今持っている不良債権の三分の一なら三分の一とか、半年なら半年を一年間で処理しなきゃいけないとか、そういう規定を決めてしまった方が不良債権の処理という点でいうと早いような気がするんですが、その辺についていかがお考えですか。

○参考人(山田能伸君) 私の持論は、まさにRCCに一括してもらう売っちゃたらどうかというのが持論であります。実態的に銀行側にこういう話をいたしますと、こういう答えが返ってきます。例えば、実際破綻懸念先をRCCに売ったケースにおいては、仮にその銀行がメインバンクだった場合、RCCに移った途端に名前が整理回収ということであって、破綻懸念先が実質破綻先あるいは破綻先になる可能性が高い、だからなかなか売れないんだということだと思います。

これをどうするかということにおいては、私が銀行の経営陣に今申し上げているのは、もしもメインバンクじゃなければRCCに売ったかどうかです。そうすると、RCCとメインバンクの間でこの会社をどう再生させるのか、あるいは法的整理に持ち込むのか話し合いになるんじゃないですか、こういうような話を今、経営陣としております。

○委員長(山下八洲夫君) 時間になりました。

○櫻井充君 ありがとうございます。

○山本保君 どうもありがとうございます。順番に、では高月参考人からお聞きいたします。

きょうのお話の中で、非常にドラスチックな、持っている株を全部取り崩すというようなことをお述べになりました。その場合、またそのほかにも、きょうの後の方をずっと見せていただきまして、もうそれでもたないような銀行は免許を取りつぶして、七ページでしたか、市場から退場させるという図式が一つ書いてあるわけですが、大変こういう図式というのは今の現状では大きな社会的な問題をいつ起こすんではないかなというふうな気もするんですが、この辺について先生、ふだんからいろいろこの辺は詳しく論じられているというふう聞いておりますので、少し御説明いただけてますでしょうか。

○参考人(高月昭年君) まず、市場を退場する場合の問題点でございますけれども、そのときは、一番いい例が北海道拓殖銀行でありますけれども、その地域に対する金融機能を失ってしまうというリスクがあります。しかしながら、例えば東京とか大阪のような形で金融機関がいろいろ集中しているところであるというところも考えられます。ですから、原則としては退場、ですけれども例外はもちろん考えていいと思います。

○山本保君 ああそうですか。この表は、もう客観的にという意味ではなくて、その地域ごとにと、こういう方法も一つあると、七ページですね、そういうことでございます。

○参考人(高月昭年君) あくまでも原則は退場というふうな考えでおりますけれども、ケース・バイ・ケースで、例外もあり得るのではないかなという事です。

○山本保君 また後でお聞きするかもしれませんが、じゃ次に、先ほどのお話にもあったのかなと思うんですが、八ページのところにも書いてあり

ましたが、貸し出しを市場で売却するようにしたらどうかというお話をされたと思いますが、これは具体的には、私この辺は非常に素人なものですから、具体的にどんなことをお考えになっておられるわけでしょうか。

○参考人(高月昭年君) アメリカのケースでしたら住宅ローンでやりました、これ三〇年代です。ただ、日本はもう今現在住宅ローンは充実しておりますので、むしろ中小企業向けの貸し出し、それに対して政府が一定の要件、例えば担保の有無とか返済期間とか、そういったある程度の枠組みを決めて、そういう要件に該当する貸し出しについては公的な機関、例えば中小公だとかそういうところが買い上げていけばいいのではないかな。それで、買い上げた後はその中小公あたりが窓口になって証券化していく、そういうことを考えております。

○山本保君 それじゃ次に、村松参考人にお聞きいたします。

参考人が書かれた、きょうののではないんですが、これは「金融ビジネス」ですか、ここに書かれた論文、きょうのお話にちよつと私、関係すると思うんですが、これからちよつとお聞きしたいんですけれども、まず先ほどの話にも関係するかどうかと思うんですが、先生はこう大変、楽観的と言つては申しわけないんですが、しかし正義感で仕事されているんだということがわかりました。

さつきは一〇〇%再建すべきだというようなお話もあったわけですね。この論文、先生のお書きになった中にも、実際にはいろいろ問題があったとしても、水面下でいろいろ手を尽くしていけば、実際失敗してしまうのは一割ぐらいではないかというふうなことを書かれておられますけれども、この辺は、もう少し詳しく御説明いただけたらいいかな。

○参考人(村松謙一君) 「金融ビジネス」の方に、きょうは手元に資料ありませんが、書かせていただいたのは、我々の、私だけではないんですが、私どもの研究会でいろんな体験話がある、その体

なぜならば、じゃ、再生ファンドは何をするのかという、これはいわゆるデット・エクイティ・スワップということで、不良債権を株式化して持たせようかと。ですから、銀行が処理をするときに、もう捨ててしまおうではなくて株にして自分で持てという案も一つはあるんですけども、そうすると、銀行から見ると、債権者の責任にかわって今度は株主としての責任が出てくると、企業に対してはそれは銀行としてはますます負担が大きくなるので、銀行としては手放したい。それを手放してマーケットで売ろうと思えば、実際はリターンが低いので市場では売れない、だからだれか買うしかない。でも、買う人もないので国が用意しようというのが再生ファンドなんです。

ですから、そういうリターンの低いものを国が買うということは、二次ロスの問題なんかも次にいろいろ出てきますし、それから先ほど来申し上げたように、売るにしても、あるいはデット・エクイティ・スワップをやるにしても、いずれにしてもそこで銀行は損が発生しますから、その損に耐えられるかどうかということがポイントで、もし耐えられるのであれば国がこういうことを用意しなくてもとくに昔に銀行はやってるんじゃないかなという感じがしております。

○山本保君 結構です。ありがとうございます。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

きょうはどうも参考人のお三方、ありがとうございます。

非常に短い時間ですので、順次伺いたいと思うんですが、非常に今このRCC法も、もともととはいえば、小泉内閣の不良債権の最終処理を二、三年で一気に行うというふうなことの一つの計画の中から生まれてきているものなんです、この二、三年で不良債権を最終処理するというのが現実国民生活にどういう形で影響を与えるのかという点では、先ほどの私、村松参考人

のお話を伺って非常に深刻な問題であるということとを改めて感じておられるところなんですけれども、この不良債権の最終処理が今の中小企業の置かれていた現実からすると極めて問題なんだというお話だったと思うんですけれども、もともとそういう困難になれば、従来であれば条件変更する、リスケジュールして何とか逃れるというふうなことがずっとやられてきました。年末になれば恒例のようにジャンプをするというふうなこともやってまいりましたけれども、最近リスケが中小企業を助けるのじゃなしに、リスケ・イコールもう死の宣告という形で変化してきているんじゃないかと、先ほどの村松参考人の話の中でそういったことをちらつと感じたんですね。リスケが生きたためになく死への道だということになればこれは大変なこと、一体どうやってたら中小企業を救っていただけるのかということになると思うんです。

そこで、もう少し今のリスケの実態、その辺を村松参考人、中小企業救済等々で働いておられるわけですが、その経験も含めてひとつお話しただきたいなと思っております。

○参考人(村松謙一君) では、現場の声を少しお届けしたいと思います。

リスケジュールに基づいて中小企業の方を今救済しているのは事実です。やはり先日もある議員の方から相談を受けて、金融機関さんが返済を迫る、早く返せない、中小企業の方、社長さん亡くなりました。神戸の方ですけれども、突堤から車で身を投げました。それだけではなくて、その金融機関さんが結局は破綻しましたので、債権が流れ流れてRCCへ移りました。RCCさんの方が八割方の大口債権者である。

ただ、今現在、詳しい話はまだ申し上げられませんが、ある意味では金融機関の方が早期処理早期処理というかけ声を逆に利用されて、早く破綻してほしい、もしくは早く何らかの形で処理してほしい。なぜならば、金融機関さんは今まで会社の中の、取引先の相手の経営について余

り突っ込んだ審査をできなかった責任もありますので、ある程度さわらぬ神にたたりなしのようなところもあった。それに対して、最近のリスケそのものに對して、もう返済はしなくても結構です、そのかわり、もはや家を処分して法的手続をとってほしい。

同時に、本日にこの十二月に入りまして異常な事態が起こっているというのがあります。新聞等で御存じのとおり、中小企業さん、季節性の資金十二月の資金がどうしても必要です。今まで元金、利息をきっちりつぎつぎと払っていた、いわゆる正常先です、金融機関さんにとつて。元金、金利、きちつと払っていた。その金融機関さんが、十二月の季節資金をお願いしますと、過去十年一度もたがわずおつき合ひしてきた。ところが、この十二月になると、某金融機関さんは、やはり我々合併を控えてとかいろいろな理屈をつけて、今回はその金融機関さんに融資をお願いする、もしくは今回はうちはできない。そうなりますと、もつと半年前から言っていただけばいいのに、きのうのきょう言われると、さあ十二月の十日、十二月の三十日の手形はどうするんだ、手形が落ちなかつたら不渡りだ、じゃ倒産かと、そういうふうな流れ、図式。正常先が一気に途中を飛び越えて破綻先に行っちゃうんです。どうしてかわかりません。とにかく、正常が破綻に行ったり、逆に言う破綻がどんどんふえていく。

その図式は、金融機関さんが追い詰められています。その追い詰めているのは、じゃだれが追い詰めているかという、ある意味では国の政策もあるでしょうけれども、皆さんの方でじゃだれかと犯人捜しをする必要はありませんが、金融機関さんが追い詰められているとばつちりが中小企業なり御家族、お子さんなりに来ているのをどこかで防波堤で防がなきゃいけない。もうぼろぼろこのバトルロワイヤルはやめようじゃないかというかけ声がかかってくる。何とかして助けたい。それが確かに不良債権の早期処理を早く推し進める、ただ我々は、その処理の仕方が誤っている、もしくは

は早く早くというのがそんなにいいのか。例えばスロースローは悪いのかという次元になりますと、答えが何とも言い出しがたいんですが、その程度でよろしいでしょうか。

○池田幹幸君 RCCの実態なんです、先ほどから、どうもRCCがほかの銀行よりも中小企業つぶしの先頭を切っておるような話がありました。つい一年ぐらい前までは、RCCでも、RCC送りになった中小企業に対して、新規融資はしないけれども、一定の継続融資はするんだというふうに言われておったんですけれども、今のお話を伺っていると、今はもうRCCはそれすらもやっていないのかな。そうすると、ただただもうつぶすために、回収するためのみのRCCになつてしまっている。

RCCが最初設立されるときは、そうじゃないんだ、新しい次の銀行に移すための病院みたいなものだということ言われておったんだけれども、後でまた何うRCCの今後の姿という点からしても重大な問題を抱えているというふうに思うので、そここのところの実態をちょっとお話しただけです。

○参考人(村松謙一君) RCCさんの役割というのは、確かに従来、不良債権を処理する、不動産をやくざが占拠する、そういうものを処理する。我々、まだそのときには非常に難儀しておりました。ですから、RCCさんが不良債権の処理に当たって権限を振るうのは非常に良好な、よい時代もありました。

ところが、もうパブルの退治はほぼ終わりました。パブルの退治が終わっていきながら、今度は、本業倒産というふうな私どもの世界で言っておるんですが、本業倒産が未曾有のような状況になってくる。パブルの倒産の処理の仕方を本業の中小企業の方々に応用するということはやはり本末転倒ではないかな。何とかして助けてくれというように対して、いわゆるもう足を引っ張るというふうな処理の仕方、これは少し違うんじゃないか。

だからこそ、今回のような再生型、再生するためのRCCの機能というのは、確かに我々としては理想論としてはお願いしたいくらいです。ただ、逆にその権力というんですか、権限がさらに足を引く張る形で再生に持っていけると困るなというものが、ちよつと資料にもありましたけれども、やはり役割は、時代が少し変わっていると思います。

以上です。

○池田幹幸君　そこで、そうするとRCC、再生型というようなことを言われているんですけど、でも、じゃ、それを本当にやっていくとすれば、RCCのあるべき姿というんでしょうか、具体的な現場からの望ましいあり方というふうなことにしては、何か御提案いただけるでしょうか。

○参考人(村松謙一君)　これは、一つはアメリカのチャプターイレブンの関係もそうですけど、も、やはりRCCの中に会社の再生にかなり熟練した方々、RCCの担当者の方々と並びに弁護士の方々は、あくまでも競売の申し立て、破産の申し立て、そういう形で解体、清算をなさる方々。逆に、保全管理人とか会社更生と言う再生型の先生方がかなり入っていただいて、パラシュートのごとく、我々研究会、例えば二百人おりますが、そういった方々が千人でも二千人でも力を合わせて、それで企業の側に入って帳簿をチェックし、同時に取引先に頭を下げをお願いし、条件変更するなりしていけば、ほとんどの中小企業はよみがえると思います。

と同時に、なぜ会社が再生できるか、会社更生法、民事再生で再生できるかといったら、弁済禁止の保全処分という大きな裁判上の力があるからです。一年間弁済を禁止する。これがあるから、過去、大きな会社の再生が、そごうもしかり、皆さんでできるわけです。ところが、今はそれがありません。その血をどどん吸い取るのは、僕はRCCさんがちよつとひどいなと思うのは思っております。

以上です。

○池田幹幸君　高月参考人に伺いますが、私、一月のころからちよつと高月参考人の論文を読ませていただいたりして、非常に興味を持っておったところなんです。きょうは非常に明快な形で、不良債権の処理はもう瞬時に片づくんだという、非常に明快にやられたので、ちよつと伺いたいんですが、非常に興味を持つのは、不良債権を買い取るんじゃないに健全債権を買い取る形じゃないとうまくいかないんだとありましたね。そういうお考えですね。その違いといいますか、メカニズムといいますか、そこを少し御説明いただきたいと思うんです。

○参考人(高月昭年君)　まず、不良債権を買い取るというのは、本来不良債権は銀行が自分で処分すべきものでありまして、それを何らかの形で処理する一つの方法として、買い取りというのはもうワン・オブ・ゼムであるだけであります。それをやっても、さっき申し上げたように、今いろいろ損失の問題がありますので銀行はちよつとよすると。そのちよつとよがある限り新規融資の方には行かないと。ですから、不良債権の処理とあわせて、先生が先ほど来おっしゃるようないんな貸し渋りの問題とか、中小企業の保護をどうするかとか、そういったところも並行してやっていかなきゃいけないんです。不良債権を売りなさい、売れないと、買ってあげるよというところだけは、企業の支援といえますか、中小企業の貸し渋りとか、そのところがネグられていますから、その議論になっています。

じゃ、銀行に向かってもちよつと貸せよというふうには言えないかなというところ、自己資本比率が下がっていくから、もうそれは貸したくても貸せないんだというのが現状でありますから、どうしても銀行は貸さない、ないしはもう貸しはがしみたいな形になっていく。ですから、銀行はどどん貸せと、貸しあわせていながら銀行が不良債権を処理していても表面的に銀行の体力が低下したというふうな形にならないような仕組みを

つくってあげる、それが要だ。

それはなぜかというところ、どどん新規貸しなさい、年末資金が要するなら貸しなさいと。それをあなたが、銀行が持つていけば自己資本比率が下がるんだけれども、売ってしまえば何の、資産がふえないわけですから自己資本比率には影響しない。しかも、そこでやがて発生すれば自己資本比率は従来のままで利益が出る、それで利益を不良債権の処理の原資に回しなさいという、そういう仕組みが必要だということ、不良債権の処理の仕組みの数ある中の一つとして不良債権の売却はありますけれども、そこばかり議論しているのだから全然話が進まないということをやつと指摘しておるわけでありまして。

○池田幹幸君　その点で、そうすると健全債権を売って、資本取り崩しというふうな形に向かっているんだらうけれども、やつたらいいんじゃないかということなんです。その際は、そうすると銀行はそういった健全債権を売るといふふうな行爲には出るんでしょうか。

○参考人(高月昭年君)　何も枠組みをつくらなければ売らないと思います。ですから、あわせて例えば数値目標を課して不良債権処理をどどんやっていかせるようにしてやっていきますと、銀行はもうそこで追い詰められていて、不良債権じゃなくて、自己資本比率がどどん下がっていきまますから、次の段階では、自己資本比率が下がっていくやつをもう少し回復するためにどうすればいいんだということ、分母である資産を減らそうとするようになってくるわけです。そのときに健全な債権も売るといふ仕組みをつくっておけば、むしろそちらの方を売ってくるし、しかも売ることによってさやも確保できますよという、そういう仕組みができれば売っていくんだと思います。

ですから、ただ売りなさいだけでは売らないと思いますけれども、売らざるを得ないように持つていく仕組みは可能だと思えます。

○池田幹幸君　そういうふうなことができれば、

今盛んに論議されておる公的資金の再注入といったようなことについては、これはもうそんなことは必要なくて、銀行の健全化というふうなことが図られていくということになると思うんですね、公的資金の再注入というのは、銀行自身で自己資本を取り崩して、身の丈の経営にして健全化していくということが可能になれば、公的資金の再注入の必要はなくなってくるなというふうな考え方ですけれども、その辺のところについてのお考えはどうなんでしょうか。

○参考人(高月昭年君)　いや、私は公的資金の注入は必要だと思えます。何とならば、自己資本を取り崩してでも処理をしないということをやつていきますと、結果的につづける銀行も出てくると思いますけれども、生き残ったけれども自己資本比率が非常に低いという銀行が次に出てくると思います。低いままほうつておいてやつていくと、やつぱりその市場のいけにえみたいになされちゃいますし、それから、日本全体で見たときに国際的な競争力のある銀行はまだ登場していないというふうな状態にありますので、生き残った銀行をサポートするために公的資金はやつぱり入れていくべきではないかなと思います。

ですから、これまでの議論はそこがなしに、もう何でもかんでもみんな入れてあげるよというふうな形になっていくところが問題で、入れる価値のあるところとないところの選別をきつちりしなさいということが、数値目標を課してそれを達成したところに入れていくというのが私の考え方でございます。

○池田幹幸君　済みません。山田参考人にちよつと伺おうと思っておたんですけれども、時間がなくなつてしましまして済みません。申しわけございませんが、終わります。

○大淵綱子君　三人の参考人の皆さん、ありがとうございます。

高月参考人にお伺いしますけれども、今の池田さんとのやりとりを聞いておまして、高月参考人は、RCCを活用して不良債権処理を進めな

い、そして銀行は自己資本比率が足りなくなつた場合は公的資金も注入した方がいいというふうにとらえただけで、それでよろしゅうございますか。

○参考人(高月昭年君) そういう御理解でいいと思います。ただ、問題なのは、何でもかんでも入るんでなくて、入れる対象をきっちり絞りなさいというところがございます。

○大淵絹子君 今非常に問題になっている銀行のいわゆる破綻懸念先なのか要注意先なのかという、そのぎりぎりのところにいる、グレーゾーンにいる企業の債権について、銀行が売ろうか売らないかという思案をしていると思うんですね。私は、その企業と銀行とのメーンバンクとかという、そういう関係の中で売れない、長い間の慣例の中で売れないというふうなものがあつて、そしてその企業をどうするかということがそのメーンバンクと企業との間で話し合いができないという状況があると思いますけれども、そういう中で、今度のこのRCC法案というのを、RCCを活用して何とか銀行は、民間サービサーに売ってしまうことはできないけれども、国が関与するRCCならばその事業も再建も可能になるのではないかと、そういうことを託しながらこの法案ができてきたんじゃないかというふうに見ているんですけども、そこらはどんなふうにお考え、銀行はなぜ民間サービサーでなくてRCCの方がいいと考えるのかというところを教えてくださいたいのですけれども。

○参考人(高月昭年君) 銀行はRCCの方がいいというふうには、考えているかどうかというのには疑問なんです。むしろ、今まで非常に価格が低かった、買い取り価格が低いのがゆえに銀行は売らなかつたという問題があつたんですけれども、それにもかかわらず売っているところは少数ではありますけれどもあるんですね。じゃ、なぜそんな不利な条件で売つたのかというの、ちよつと私自身自分で説明できない疑問としてはありますけれども、じゃ、それを少し

価格を上げてあげたら売りますよ。民間サービサーもあつて、RCCもあつて、両方どちらに売りますかといったときに、RCCに積極的に売っていくというインセンティブはないんだと思います。

ただ、民間の中で、特に外資系は買ひきれども、やっぱりディスカウントが厳しいんですね、買い取り価格が。だものだから、銀行はそこをちよちよとするわけです。RCCが時価で買ひますよというの、そこは同レベルになっていくわけですから、そこは売る側から見ると遜色はないと思うんですね。だからやはり厳しい条件が出てくる。相対でやつていったときには、時価といひながら実際は民間がやればつけれないような高い値段をつけていく可能性があつて、それが二次ロスの方にはねていく可能性があつて、そのあたりをどうやってガードしていくのかというのが今回の法案からは実は抜けておりまして、ややそこは疑問だなと。

最初の質問に一言でお答えしますと、銀行が別に積極的にRCCがいいというふうには思っているわけではないと思います。

○大淵絹子君 しかし、最終的には相対で相談をして売っていくということになると、その相手方企業からも納得をしていただける線が出てくる可能性があるので、これが生かされてくるということですね。そうですね。私もそう思うんですね。今回の法案のメリット、もしあるとすればそこしか考えられないのですから、そう思っているんです。

山田参考人にお伺いをします。山田参考人のところのメリリンチはいわゆる同列企業にサービサーはございますか。

○参考人(山田能伸君) サービサーという別会社はありませぬけれども、会社の機能として、ディストレストアセットと言つていますけれども、破綻資産を買い取る機能はあります。

○大淵絹子君 今まで日本の不良債権を買い取られたような実績はどのくらいあるんでしょう。

○参考人(山田能伸君) 申しわけございません。ファイアウォールというのが会社内にありまして、幾ら買ったかわかりませぬけれども、私どもあるいはいろんなジョイントベンチャーという形でほかの会社と一緒に買っているんだというふうには思ひます。多分これは、私の想像で恐縮ですが、元本ベースで一兆円ぐらいは買っているんだと思ひます。

○大淵絹子君 これからは小口の不良債権あるいは銀行が今持っているような大口の不良債権というふうなことが問題になってくると思ひますが、特に大口で銀行に、都市銀行たくさんありますけれども、それらがそれぞれ持っている一つの事業者の不良債権について、RCCで一括に今度は集約されてくるというふうな場面があれば、一括でRCCと交渉して買い上げる方がサービサーにとつては有利と考えますか、それとも個々の銀行で入札でやつた方がいいというふうには考えられませんか。

○参考人(山田能伸君) 多分一括の方がいいと思ひます。今の外資系の不良債権買い取り業務というのは、先ほど申し上げたとおり、清算が前提なんです。そうすると、清算を前提にする場合は、RCCに行つて、例えばRCCの信託機能を使うと担保関係が非常に複雑だということもありまして、集約化されることは確かにその後の不動産なり不良債権流通市場をかなり活性化させるというふうには思ひます。

○大淵絹子君 そうしますと、RCCで一括買い上げられた担保が集約されていけば、今一〇%ぐらいで買っているということですが、今一〇%がRCCに買い取られたことによつて一五%になつたり一八%になつたとしても、その間の手続的な流通の手間を省くことができるというふうなことからすれば、外資系のサービサーにとつてはより有利というふうには解釈してよろしゅうございますか。

○参考人(山田能伸君) 確かにそのとおりだと思います。担保関係を解きほぐす手間、それから時間、そういうものを実はディスカウントして取引されているわけですから、そういう意味ではまさにおつしやるとおりだと思います。

○大淵絹子君 私は、RCCが企業の再生能力をどのくらい持っているかということが非常に疑問なんです。ですので、民間のサービサーの皆さん方の中には、そこを安く買い取つてもさらに付加価値をつけて再生させて高く売るといふことがもう実際にやられているというふうには聞いているんですけれども、この法案を立ち上げていって、RCCがこうした債権を買い取つていった場合に、どうした機能をもつと強化をしたら企業再生というふうなことができるとお考えでしょうか。教えてください。

○参考人(山田能伸君) 多分、今のRCCというのはまさに清算が主であつて、再生まで行っていないと思ひます。

再生の機能をつけるためには、当然、専門家を集めなきゃいけないというのがありますけれども、やや発想の転換が必要だと思ひます。それは外注だと思ひます。つまり外注しといひますか、例えばアドバイス業務を弁護士、会計士の先生あるいは投資銀行、そういうものに外注して、例えば彼らを、我々を含めて業者として見て、一番いい、一番安いプライシングを出したところを指名するとか、そういうことが必要だと思ひます。

ちよつと恐縮ですが、実際にスウェーデンのセキラムという日本のRCCに近い会社の例でいいますと、彼らの運営費用のうち、一〇〇%としますと、人件費が四一%なんです。今申し上げた外注費用といひますか、これを彼らはパーチェストサービサー、買ったサービサーと言つています、これが三九%。それから、その他の建物とかコンピュータ費用が二〇%です。

ですから、外注というのを考えると、随分その機能が違つてくるというふうには思ひます。

○大淵綱子君 ありがとうございます。済みません、集中しちゃって。

自民党の財政金融部会の人たち、例えば塩崎さんと金子さんとかと山田参考人は大変親しゅうございますか。

○参考人(山田能伸君) 親しいと申し上げますが、意見の交換は時々させていただいております。

○大淵綱子君 この法案をつくるについても恐らく参考意見を随分と聞かせていただいたのではないかと思います、いかがですか。

○参考人(山田能伸君) 折に触れ、特に市場はこういうふうになっているということをお話しさせていただいたことはあります。

○大淵綱子君 ありがとうございます。

それでは、村松参考人にお伺いをいたします。中坊さんは血も涙もある回収方法を徹するというところでRCCを立ち上げて、この国会でも参考人に来ていただいたこともあるわけですから、必ずしも何か村松さんのお話を聞いていると、必ずしもそうなのではないんだということもわかったり、あるいはそういうところもあるということもわかったんですけれども、これからRCCをもう少し日本の経済全体の強化に役立てていくとしたらどういふことが必要なのかというようなことを、ちょっと大ざっぱ過ぎますね、教えてくださいますか。

時間が十三分までございますので、どうぞ御自由におしやべりをいただきたいと思ひます。きょう足りなかったことも含めて。

○参考人(村松謙一君) いえいえ、証人尋問じやありませんので、遠慮さきにさせていただきます。

RCCの方、決して私、あこぎな方だけではないと思ひます、善良な方なんです。ただ、熱心さの余りつい一生懸命やり過ぎて会社を破綻してでも回収せよという行為をなさる。ですから、中坊さん、トップの方と現場の方々の意思、少し違う部分があると思ひます。ただ、RCCさん

血も涙もあるような回収をする、活字になる前に既に逆に私がそういう言葉を投げかけたり、それと同時に、苗を育ててその実をとるという回収の方法もありますよと提言したり、我々はそういうことで企業再建をやっております。

ただ、RCCさんに企業再建の能力があるかといったら、はつきり言つてそれはクエスチョンマークですが、ただ、バルクでRCCさんに移行することで助かることもあります。今までRCCさんは債権の放棄というのをなかなかしていただけてませんでした。最近、我々、北海道で、ある大きなデパートでRCCさんと放棄の話もできるよ

うになった。

そういう意味では、片や対極にある中小企業の方々は負債が余りにも多過ぎます。売上げが十億なのに借金が二十億とか、破綻してもおかしくない会社です。それを負債を放棄していただいで、じゃ、八億放棄するとか五億放棄する、それによつて売上げが十億で借金が五億になれば必ず立ち上がります。

そういう意味では、RCCさんに移つたことで、RCCさんが早く放棄をしていただく、もしくはRCCさんからまたバルクでさらに外資に行く。外資の方々は裸の債権、担保がない債権は平気で放棄します。この間も、先日、三億円の債権を二百万円でお願ひして、あとはカットしてもらいました、損金等で処理できますと。ただ、今までRCCさんはそれができない。

ですから、RCCさんの機能としては、バルクで買収取つたものを逆に放棄していただくと同時に、中小企業の方々に、同じようなことですが、やはり中小企業の経営者は放漫経営とのそしりを免れません。ですから、再建を指導するようなアウトソーシングアドバイザーもしくはリストレーター、修復士を入れてやれば、十分に企業の再建とRCCの活用というのは、RCCさんが放棄をそういう形で認めていただくような税制改正が成れば十分に日本の企業はもう少し上向きになると思ひますけれども。

以上でございます。

○大淵綱子君 ありがとうございます。

○平野達男君 平野達男でございます。きょうはどうもありがとうございます。

山田参考人にお伺ひしたいと思ひます。

今回の法律改正の柱の一つは入札です。そこにRCCが入るということですが、RCCと民間サービサーと比較した場合に大きな違いが一つだけあります。一つというか、何点もあるんですけども。

それはまず、資金調達が政府保証でされているということが一つ。それとセットで、入札価格を入れるときに、民間は利益を出さなくちゃなりません、RCCは利益を出さなくともいいです。ここに、入札価格を入れるときに大きな差が出てきます。

こういう差があるものに対して競争入札を入れるということについて、山田参考人はどのように考えられますでしょうか。

○参考人(山田能伸君) 確かにそのとおりだといふふうに思ひます。

多分、RCCの役割、先ほども申し上げましたように、例えばいろんな債権者が集まることによつてもっと高い値段で買収取ることができると、こんなイメージがあると思ひます。ですから、民間と直接競争する案件はそんなに多くないのかなという感じがしています。

つまり、民間の商業ベースに乗る案件というのは、やはり規模が大きくて、それから例えば入っている担保も都市部の不動産が多いとか、そういう部分があると思ひます。ですから、例えばそういう部分において、国の機関として民間よりもや

やいひプライスを実態として出てくるんであれば、それはそれとして、不良債権の処理促進というものは意味があるといふふうに思ひます。

ただ、もう一つ、民間サービサーについては、まさに利益促進でございますから、彼らが利益を上げる案件しか多分入札してこないといふふう

に思ひます。ですから、そういうところでは市場原理が働いて、多分民間の方もいろいろ考えてくるんだといふふうに思ひます。

ですから、官が民に入ることにによるクラウディングアウトというのはまさにそのとおりだと思ひます。ただし、不良債権の処理促進という意味ではかなりプラスに見えていいのかなといふふうに思ひます。

○平野達男君 例えば、今のお話の脈絡で話をしますと、大口債権については競争入札でやりまして民間が応札をしましたと、そういった部分についてまでRCCが応札をする理由はないんじゃないかと思ひますけれども、そこはどのように考えられますか。

○参考人(山田能伸君) 実際に私、入札に立ち会つたことがないのでわかりませんが、多分その辺は商業ベースで判断される案件かなといふふうに思ひます。

その辺、実際難しいところなんですけれども、商業ベースに乗る案件、それからRCCとサービサーの競合という部分がたくさん出てきますけれども、私はちよつと違う意見を持っております。

で、多分それは、日本全体の不良債権処理、特に破綻懸念以下処理の促進の方が早くやるべきだろうといふふうに思ひます。その分、仮に民間サービサーの業務がやや縮小したとしても、国全体の利益からすればある程度いたし方ないのかもしれないといふふうに思ひます。

○平野達男君 なるほど、かなりよくわかりました。

そうしますと、RCCについては、先ほど言つたメリットを、利益を上げてもらなくてもいいといふことを有効に活用して、高値で入れてもいいといふ、そういう考え方ですか。

○参考人(山田能伸君) 高値の基準が難しいと思ひますけれども、民間サービサーがいりいろお金を使う、コストを使う、あるいは利益を先ほど言つたとおり平均二〇%、ROEを目指していま

すから、それはちよつと難しいと思ひますね。そ

いう意味では、民間と比べて高値になつても、結果として最終処理のときに大きなロスが出なければ、それは全体の金融システムのためにプラスかなという感じはしております。

○平野達男君 かなり明快でよくわかります。それで、ちよつと山田参考人にばかり集中して申しわけないんですけども、ここに「RCCの機能拡充に関する個人的見解」というのをまとめていまして、二次ロスについてかなりスペースを割かれておりますけれども、これはどうしてでしょうか。

○参考人(山田能伸君) 二次ロスという議論は特にメディアとか市場でよくされる議論です。この二次ロスの部分とそれから金融システムが崩壊したときのロスをどういうふうにかえるか、そういう意味でここに書いたと、こういうことでございます。特に他意はございません。

○平野達男君 では、ちよつともう一回、あれですけれども、高値入札して二次ロスを出さなければいいという、そういうことだという趣旨でしたね。そういうことですね。

○参考人(山田能伸君) 民間と比べて高値入札の結果であつても、二次ロスを出さずに不良債権処理が進む、あるいは多少出しても不良債権を積極的に減らす方法がいけないかと、こういうふうに思います。

○平野達男君 高月参考人にお伺いします。

先ほどの御説明の中に、いわゆる売却させる仕組みがないということで、このスキームでいきますと、例えば強制的に売却をさせるというスキームがあるじゃないかと。個々にスケジュールをつくって何年間の間に債権を全部売却させないというふうな、一つの例だと思ふんですが、七ページに載つていますが、それはこういうことでしょうか。そういうことでしょうか、数値目標の設定というのは。

○参考人(高月昭年君) ここで書いています、私が言っています数値目標というのは、例えば総資産に対するリスク管理債権の割合を何%にしな

いという、そういうことでございます。

それで、売却するとか何とかというのは、数ある処理手法の一つでありますから、どれを選ぶかというのはそれはもう銀行にゆだねる話でありまして、だから、幾ら売れというふうなそういう数値目標、個別の手段についての目標を考えているわけではございません。全体としての不良債権の比率、総資産に対する比率を目標として掲げないというのが趣旨でございます。

○平野達男君 そうすると、私、先ほどちよつと聞き間違えたかもしれないけれども、売らせる仕組みがないんだというふうに言われたような気がしたんですが、そういうことじゃないですね。

○参考人(高月昭年君) 不良債権の処理で、例えば二年後に幾ら、三年後に幾らまで、リスク管理資産を総資産に対する割合で幾ら減らせという目標を掲げていきますと、そうすると、利益の範囲内ですべてとんとんと処理できればいいですけども、現状からいってそれはなかなか難しいということ、やはり債権、資産を売却して何とか自己資本比率を毀損、自己資本の方の取り崩しに入っていきますから、それが極端に下がらないように、銀行としてはそこまですりながら何とか自己資本比率を少し高めにキープしようという、そういう努力が入っていきます。だから、その段階で、債権を売りましようというところに銀行が追い込まれていくはずなんです。だから、そういう意味で言っております。

○平野達男君 ニページ目の資料の中に、「銀行は売却損に耐えられるか」ということがあるんですけども、「耐えられなければ売却に躊躇するはずで、この問題に踏み込まないかぎり、大きな成果は期待できないのではないか」というふうな書いていますが、それが今の高月参考人の御説明のことですか。

○参考人(高月昭年君) そういうことです。

○平野達男君 はい、わかりました。企業再生について引き続きちよつとお伺いしたいんですけども、ここは「企業再生はRCCよ

り銀行が適役」と書いていますけれども、一般に、逆に銀行の方が企業再生に余り乗り気ではないんじゃないかという説も聞きます。銀行は企業再生についてどれだけ本気に取り組んでいるのでしょうか。

○参考人(高月昭年君) それは個別のケースによつて違うと思いますが、企業再生の考え方というのは、今つぶしてしまつて無理やり回収できるものをとるよりは、再生させておいて、瞬間的に損が出るかも知れませんが、少し長い目で見たらトータルでは得だという判断で銀行は動いております。

ですから、瞬間的に発生するであろう損がどれかどうかというところがまさにポイントで、今それがとれなくなつてきているから厳しく出ているんじゃないかなというふうに考えております。

○平野達男君 そうしますと、今回、RCCが入つてきて、出てきたわけですが、企業再生をするような案件というのは、銀行がやるものではなく銀行がやりますよと、その結果、銀行が非常に、もうこれはできないというような案件がまず出てくるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○参考人(高月昭年君) その理解で結構だと思います。

○平野達男君 そうしますと、RCCは相当強力な企業再生の力、スキーム、そういったものが必要になつてくると思ひますが。

先ほど、山田参考人の御意見として外注もあるんじゃないかと、あるいは考え方として超スーパー、能力の高い人たを集めるとかいろいろあると思うんですけども、RCCについてももし企業再生についての機能を期待するとすれば、高月参考人としてはRCCにどのような手法をとるべきかというふうにお考えになりますか。

○参考人(高月昭年君) 私も山田さんと同じで、それは外注するというのを、もつと民間の活力を利用しないかというところを法案に明記するよ

○平野達男君 外注が中心だということですか。外注をどんだけやれということですか。

○参考人(高月昭年君) 外注、結果的にはそうなると思ひますが、あるいは企業再建するときの時の算定にしても、あるいは企業再建をやるのであれば具体的などういう手段を用いて企業再建をやるのがいいのか、あるいはその会社をこういう形にしよう、あるいはこういう形にしようといういろんなプランづくりから始まつて、その執行に至るまで、それはやはり民間の活力を使う形の方がいいと思ひます。

○平野達男君 そうすると、ちよつとだけあれですけれども、RCCの企業再生に果たす役割というのはどういう位置づけになりますか。仲介機能ということですか。

○参考人(高月昭年君) RCCに対しては、非常にドラチックな答えになりますけれども、本来、RCCが必要なのかなというのは本当は思っています。

これはなぜかといいますと、RCCというのは、その発生の由来を尋ねていきますと、九四年の十二月にいわゆる二信組、東京協和・安全がつぶれたときに引き受け手がなくて東京共同銀行をつくつて、それが何かいつの間にかこういう形で一つの政府機関に成長したわけなんですけれども、二信組の処理自体はいろいろ疑問があつたわけなんです。

それで、アメリカのケースでちよつとお話したいんですけども、アメリカにもいろいろ不良債権の問題が十年ほど前に問題になりました。これは八九年の法律の方でございまして、フアイナンシャル・インスティテュションズ・リフォーム・リカバリー・アンド・エンフォースメント・アクトというやつですけれども、これでRTCがつくられました。リゾリュション・トラスト・コーポレーション。そのときにRTCに対して要求されたことは、民間の活力を使つてもつと活発にやらないかということであつたわけなんです。ちよつとそのRTCに相当するものが、RT

Cはちよつと特殊な預金保険機関でございますので、RTCに相当するものが日本であれば預金保険機構に相当するわけです。ですから、預金保険機構がダイレクトに民間を使えば、第三者を使えばよかったんですけれども、そこへなぜか協定銀行という形で整理回収機構が入ってきたわけですから、ある意味でワンクッション置かれちゃって、非常に重い構造になっているんですよ。

だから、そのところを本当は整理しないといいたいんですけれども、そこまで言ううちよつと、非常に波紋が大き過ぎるんで、とりあえず整理回収機構は整理回収機構として残すとしても、そこはある意味でトンネル機関みたいにして、民間を使うという仕組みの方が私はいいと思います。

○平野達男君 もう一回山田参考人に戻りますけれども、RCCの企業再生に果たす役割の位置づけというのはどのようになりますか、先ほど外注という話がありましたけれども。

○参考人(山田能伸君) 多分、要注先については銀行がいろいろ再生策を考へると思います。その下の破綻懸念先について、本当に大きな一つの、シンボリックディールと言っていますけれども、目立つ案件が出ると、多分今の整理回収というイメージが病院のイメージに変わっていくんじゃないかというふうに思います。ですから、果たす役割というのは、とにかく最初に再生の案件を早く仕上げて、ここはもう病院ですよ、いわゆる霊安室じゃありませんと、こういう形にすべきです。そうすると、例えば中小企業の再生にしても一つの例がで上がるというののいい例になると思います。

○平野達男君 これはちよつと私の理解が悪かったかもしれないんですけれども、私は、RCCの中に再生委員会をつくと、それをやるものだというイメージがありました。

ところが、外注をすべきだという話でさうは両参考人も意見されておまして、さつき私の

質問は、確かにその病院だという位置づけはわかりますけれども、RCCは結局、先ほどの私の聞き方のもう一回繰り返しになりますけれども、仲介をするということになるわけですか、そういった企業再生の。

○参考人(山田能伸君) 仲介がすべてでないと思えます。例えばスウェーデンの例だと、自分でする例もありますし、いわゆる外注した例もある、いろんなものを組み合わせていっている、要するに民間活力を最大限利用しましたと、こういうことだと思います。

○平野達男君 あと一つだけお願いします。

○委員長(山下八洲夫君) 簡潔にお願いします。

○平野達男君 そんなにいったい案件があるかどうかよくわかりませんが、これは外注です、これはこち側ですよというような、そんなやり方があるかどうか。つまり、委員会をつくったならばやっぱり委員会を徹底的に使わなければ、外注ならば外注で徹底的にやると。これは多分どちらかというと基本じゃないかと思うんですが、そこだけちょっと。

○参考人(山田能伸君) いろんな企業の、M&Aと言っていますが、買収ディールなんかありますと、そのアドバイザーとして使っていますね。例えばデューデリジェンスとか中身の精査とか、それが正しいかどうか、あるいは価格の判定はどうかということですね。ですから、あくまでも最初に決めるのは委員会かもしれない、委員会だと思えます。ただ、その委員会の決定が正しいかどうか、あるいはそれを参考にするために外注をする。だから、丸投げというイメージでは多分、済みません、私の表現もちよつと稚拙だったかもしれない、丸投げということよりも、そういうふうなアドバイザーとして入ってくるという意味でございます。

○平野達男君 わかりました。

村松参考人、大変参考になる御意見ありました。どうもありがとうございます。

○椎名素夫君 お三人の参考人の方々、どうもありがとうございます。

結局、不良債権問題、銀行、それからそれにつながる企業、あるいはそれに関連して雇用されている人たちの大変な苦勞、そしてまた自殺問題というようなことにつながっているわけですね。それで、それぞれの個別のことはちよつと棚上げをして、私はどうも自分でよくわからないことがありますが、その三人の先生方の御意見を聞きたいのです。

前に土光臨調というのがあって、いわば構造改革みたいなことを大がかりにやることになってやりました。そのときによく出た話ですけれども、民間は大変に苦勞して、今の言葉で言えばリストラをやった大変苦勞して、そのときには官もあるいはみんなが痛みを分かち合わなきゃいかぬというような話になったんですが、土光さんを初めとして、あのときは瀬島さんとかいろんな財界の方々が相当入っておいりました。東芝ではこうしたとか、どこではどうしたというような話で、こつちはもうきりつとしてきているのに、一体政府は何をやっているかという話になった。

私は、その臨調とそれから当時の自民党の政調会との懇談という何か大きな会をやりました、いろんなことを議論したんですが、企業が立ち直るというのはある意味では非常に簡単で、血も涙もないということでは、それこそリストラを徹底的にやっちゃえば何とかなるんです。しかし、それと国との違いというのは私は言ったんですけれども、何々株式会社は人を首にできるけれども、日本の国、国民は首にできない。ちよつと一億二千万何百万人いて多過ぎるから、三百万人あるいは一千万人を日本人から除籍するというわけにはいかなないので、そこを一体どう考えるのかねという話をしたんですが、依然としてそのところを一体どう考えたらいいのか私にはわからないんです。

しかし、日本の経済が非常にぐあいのいいときには、なるべくみんな救おうということです。

やってきた。ですから、自然人である人間というのはなるべく長生きをしよう、そしてそれに対して、日本は一応曲がりなりにも資本主義でやっておりますから、会社という法人を中心にして物事は動いております。この仕組みというのはもともと責任が有限であって、その切れがよくて、それこそ自殺なんかしないで済むようにつくられたものだとは私は思っているんですが、法人を自然人扱いでずっと日本はやってきた。そこで、なるべく助けてやろうということで丸抱えできたようなことが、今どうもそうもいかなくなっちゃっているから、少しはよそと合わせて、グローバルゼーションの世の中なんだからもう少し合理的にやれということをやっていくと、こういうような話を詰めていかなきゃいけなくなるんだらうと思うんですね。そここの食い違いがある。

しかし、依然として日本国民を首にするわけにはいかないというところだけは最後に残っているわけなんですけれども、そのためには銀行もなるべくつぶさない方がいいし、それから企業が少しくたたび建ててもみんな突っかかり棒をして再生させてあげればそれで人間も救われるんだからという話は随分出てくるわけですね。ところが、それができないからこういう話になってきたんで、その折り合いを一体、マクロというのか何かわかりませんけれども、全体つかんでそれぞれの御専門で考えていらつしやるわけですが、そこあたり、一体どうお考えになるのか、お三人の参考人の先生方に御意見を伺えればと思います。

○参考人(高月昭年君) 大変難しい問題だと思いますけれども、やっぱり経済の構造が変わっておりますので、企業が繁栄するということとそこに働く従業員あるいは国民一般が裕福になるということが、昔はそれがイコールだったと思うんですが、ところが、経済が非常に国際化してきておりまして、これはもう日本が拒んでも仕方ない、世界全体がそういうふうになっているわけでございますので、日本としては逆えない流れがあります。

して、そういう中で、国際的なレベルで競争が起きてきますと、企業が繁栄するということとそこで働く従業員とかあるいはその背後にいる家族が豊かになるということが一致しない構造が出てきております。

具体的にどういふことかといいますと、例えば企業が収益を上げるために人を切る、あるいは海外に工場を移転する。そうすると、企業収益がどんどん伸びるわけです。伸びるわけですから、働いている人は逆に失業しちゃったということでありまして、それが国際化されていない状況でしたら、企業が新たに工場をつくる、どこにくる、それはもう当然日本だ、当然そうしたら雇用もふえるということと企業の繁栄の富が日本に落ちたものが、必ずしも落ちるとは限らないという状況が今起きてしまったわけです。これは大きな流れの中でちよつと急には変えられない。そうすると、そういう流れを前提にした上で新しいシステムを我々日本人も考えていかざるを得ない。

それはどういふことで考えていくのかというと、やはり去る者は追わずで出るものは出ていくで仕方ない、人を切る会社があればそれはもうそれも仕方ない。問題なのは、去るものがあるけれども、入ってくるものもあるのか、あるいは切られる人がいるけれども、反対に雇ってあげるといふ会社がそこで登場するのかもしれない。つまり、実はアメリカの九〇年代というのはそれができた時代だったんです。

アメリカも八〇年代のおしまいか九〇年代の頭のころは非常に不況でございまして、企業がどんどんどんどんリストラをしていて人を切つて、あるいは工場を移して、失業はふえる、ところが企業の収益は史上最大という、失業者がふえるということと企業収益が史上最大を記録するということが同時並行的に進むような現象が実際に起きたわけでありまして、ところがその一方で、やっぱり企業がもうかた収益を新たな投資にして人を採用する、新しい産業を興すという

形で最終的には九〇年代の繁栄につながっていった。

そういう構造があったので、出るものはしようがないし、切られるものはしようがないんだというところまで割り切つてしまつて、では、次に入ってくるものがあるんですか、あるいは新しい企業がでるんですか、そこがポイントで、それが日本の問題。そこをやつたり真剣に、もうこれは国家的な課題として真剣に考えていくべきテーマだと思ひます。

○参考人(村松謙一君) 大変な重たい質問であるし、また重たい回答だと思ひますが、我々弁護士としての立場から言わせていただきますと、まず何のために人間というのは生きていくのか、何のために不良債権の処理をするのか。そういう突っ込んだ議論から始まりますと、やはり不良債権の処理というのは、国民の生活安定を望むわけです。それが逆に言うところの国民の生活を今かなり形で悪影響を及ぼしている、精神的な不安構造を招いている。もつと言ひますと、将来に対する不安が徐々にふえていく。

ですから、やはり不良債権の処理、これは大切なことだと思ひますし、やらなければならぬ問題だ。問題は、その処理の方針と方法、それからRCCさんを含めたサイドの権限の問題というのは確かに大切で、議論をしなければならぬんですが、要は、それが小を利用して大を殺してはならないから、一般国民の方々の声をもう少し皆さん、ぜひ吸い上げていただいて、皆さんには全く影響ないかもしれないけれども、本当に日夜お金に困つていらっしゃる皆さんの力で何とかできる、また我々もそれに協力しなければならぬ。そうなりますと、この不良債権の処理というのはそんなに大至急すべきものかどうかということをもう少しじっくりと考えていただくと、我々の意見となります。

○参考人(山田能伸君) 資本主義の原理というのは大変単純でございまして、市場から限界的な企業が退出する、したがって残つた企業が非常に効

率的な市場をつくり上げて、それが株価を上げる、株価を上げることが国民の富に通じる、こういうのは非常に単純な原理で、今、世界じゅうの資本主義ではこのアメリカ型の原理で動いております。これはまさにアメリカのビジネススクールで最初に習うテーマであります。

ただ、日本の今の現状がこれに即したものでないかというところではなくて、日本の今の経済システムというのは、どう考えても、戦後ずっと続いている復興経済型の体制にあると思ひます。復興経済型の体制というのは、どちらかというと限界的な企業を温存しがちな部分があるんですね。ところが、市場原理はそれと全く相反する部分がある。

先ほど村松先生のお話を聞いてよくわかつたのは、市場が追い詰めているのは金融機関ですね、金融機関側が中小企業を追ひ詰める、こういう形になっていふと思ひます。ところが、市場原理を排除できるかというところ、今、日本の現状からそれはできないかということ、市場原理と実際にそこで出てくる痛みの間のセーフティネットといふのは多分別の原理、別の話として議論していくべきじゃないかと、こういうふうにして思ひます。

○椎名素夫君 村松先生に伺いたいんですが、私さつき申しましたように、日本人を首にできないんだし、首にできない人をほつたらかして自殺に追い込むというのは確かによくない。その小を全部救おうじゃないかというところ、それでみんな弱つちやつたというふうなことになるかどうかという、そのあたりはどうお考えですか。

○参考人(村松謙一君) 我々弁護士であつて、企業の医者のようなものですけれども、これが臨床学会というのがお医者さんである。我々弁護士会では残念ながらそういうことはありませんが、本当の一部の抽出のテストとして我々百以上の会社を仮に、再建しておりますが、その抽出した結果、小を救うことで大を全部殺してしまうということはありません。現実には実験の中でも、小を生

かすことでリングが腐らないでさらに十個のリングを全部きれいな形にすることは実現しております。ただし、現実問題として世に送り出しています。

ただし、本当にどうしてもダメなものには排他しなければならぬ。だから、悪い、いわゆるやくざ、違法性のあるもの、違法性のある会社、どうしてもダメなものは駆逐しなければならぬ。しかし、今、要注意先とか何かでいわれるグレーゾーンの方々が八割方あります。この八割方は私は一〇〇%再建することは可能だと自負しております。

以上です。

○椎名素夫君 山田参考人に伺いたいんですが、ここにレジュメをいただきましたけれども、「外国人投資家から多い質問」というのがございましてね。「政治、行政は現状を『危機』と認識しているのか」。政治、行政だけなんですか。民間の経済人は入らないんですか、みんな、それは聞かれませんか。

○参考人(山田能伸君) おつしやるのとおりです。実際は、今の株価を見てみると、非常にどの企業も大変低い。したがって、株価を低くした原因といふのは基本的に企業経営者であります。したがって、企業経営者もつとまじめにリストラをすべきじゃないかということでしょうね。だからこそ逆にそれが株価を下げる要因になっているといふふうに思ひます。ただ、企業経営者だけでは本当にできないものについてはやはり政治、行政がかかわるべきだと、こういう意見だと思ひます。

○椎名素夫君 もう最後ですが、高月参考人に伺いたいんですが、要するに先ほどの御意見を聞いてみると、強制しないと民間は動かないんじゃないかというお考えをお持ちのように思ひましたが、そういうことでしょうか。

○参考人(高月昭年君) そうです。実はこれ、政府の政策でボタンのかけ違いが一つ発生しているんだと思うんですが、それは具体的にどういふことかといひますと、九八年に金融再生法を

つくるときにあわせて早期健全化法というので公的資金注入をやりまして、そのときに経営再建計画を出すようになっております。

そうすると、公的資金を受けているところは経営を健全にしなきゃいけない、利益も出さなきゃいけない、それから自己資本比率も向上させるようにしなきゃいけない。本来、それは非常に理想的な姿です。不良債権の処理もしながら体力も強化していくというのは理想なんですけれども、両方並行してできないところまで追い詰められているというのが現状でありますから、そうすると、やっぱり、じゃ、もう不良債権を処理しなくていいよと言うのか、あるいは自己資本比率とは何だということをやっとしげく棚上げにするよという方向を選ぶのか、どちらかの選択にもう来ているのではないかなというふうに思っております。

○委員長(山下八洲夫君) よろしいでしょうか。時間も参りました、よろしいでしょうか。

○椎名素夫君 はい、もう終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様は御礼のごあいさつを申し上げます。

参考人の方々は、長時間にわたり御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税についての税率3%への引下げ、医療の非課税化等に関する請願(第二二六六号)
一、共済年金制度の堅持及び高齢者に対する預貯金金利等の改善に関する請願(第一三二六号)

一、預貯金を始めとする国民の基礎的経済基盤の保護に関する請願(第一三二七号)

第一二六六号 平成十三年十一月三十日受理
消費税についての税率3%への引下げ、医療の非課税化等に関する請願

請願者 大阪府交野市星田五ノ一四ノ四
住江憲男外七百七十六名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一三二六号 平成十三年十一月三十日受理
共済年金制度の堅持及び高齢者に対する預貯金金利等の改善に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町天王三二ノ一
九 松元喜三外百十四名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第一三二七号 平成十三年十一月三十日受理
預貯金を始めとする国民の基礎的経済基盤の保護に関する請願

請願者 青森県五所川原市みどり町三ノ三
相川賢治外七千六百七十四名

紹介議員 田名部匡省君

近年、我が国のセーフティネットが不安定であるとの多くの指摘がある。年金においては、平成十三年以降に年金の受給を開始した者から厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的繰延べなどが行われ、年金の支給開始時期と定年制・再任用制等との整合性が不完全なことに伴う無年金期間の発生が懸念されている。また、高齢者医療制度においては、高額療養費限度額引上げの実施、上限額付きでの医療費一部負担の導入などが行われたが、今後、上限額の撤廃と保険者の負担増加が検討されている。導入後間もない介護保険制度については制度上の課題が指摘されている。一方、生命保険会社の破綻による予定利率の引下げなどに加え、来年四月からは預貯金の保証額に上

限を設けるペイオフが解禁されるなど、金融不安が生活を直撃している。

ついでに、生活のセーフティネットを確立するため、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の経済生活の安定のため、金融のセーフティネットを整備すること。

金融機関に対する許可・指導監督・業務の是正措置の指示等を適切に行い、生命保険・預貯金等に対する安全性を確立すること。生命保険・損害保険・預貯金など国民生活の基礎的経済基盤を国の責任により保護すること。

平成十三年十二月十四日印刷

平成十三年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局